

## 児童生徒用タブレットパソコンの適切な利用について

練馬区から貸与された児童生徒用タブレットパソコン（以下「タブレット」という。）は、学校や家庭での学習用として使用します。

タブレットの利用にあたっては、「練馬区児童生徒用タブレットの利用に関するガイドライン」等に則り、お子様と記載の内容を必ず確認し、学校およびご家庭での取り扱いについて十分にご留意いただき、学習活動のために利用することをお願いしております。しかしながら、一部の児童において、不適切な利用実態が見受けられます。

つきましては、タブレットの利用における留意事項等について、学校でも指導を重ねておりますが、ご家庭でも改めてご指導いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 タブレットの不適切な利用例

##### (1) アカウムのなりすまし

- ・他人のアカウントを利用して、Classroom 等でなりすましの書き込み等の迷惑行為を行う。
- ・他人にアカウントを利用することで、他人のデータ容量を不正に使用する。

##### (2) 動画ファイルのダウンロード

- ・Google アカウントを家庭のPCで利用し、動画変換サイト等を経由して、Google アカウント（マイドライブ）へ動画ファイルをダウンロードする。  
※家庭のPCから、ウイルス感染の恐れがあります。

##### (3) 目的外の写真や動画の撮影

- ・授業外の時間に、タブレットを用いて他の児童の写真や動画を撮影する。
- ・プログラミングの学習と関係なくゲームで遊んでいる。

#### 2 ガイドラインの遵守について

個人情報の漏洩や著作権侵害等を未然に防ぐために、ガイドラインの記載内容について、改めてお子様と一緒に確認して、タブレットの適切な利用についてご指導ください。

### 3 夏季休業時のタブレット利用について

夏季休業中も、タブレットを利用することができます。

帰省等によるタブレットの持ち出しについては、置き忘れや紛失等が生じないよう、十分にご留意ください。

なお、今後、タブレットパソコンおよび周辺機器の破損・紛失については、保護者からの「届出」が必要になります。

**【対象となるもの】** タブレットパソコン、ACアダプター（充電ケーブル）  
LTE Dongle（USBスティック型）、SIMカード  
LTE Dongle用USBケーブル、タッチペン、インナーケース